

# イギリスの地方自治制度

## - 地方自治体の構造と広域行政の展開を中心に -

関西広域連合  
「広域行政のあり方検討会」  
2017年11月26日  
滋賀大学 北村裕明

## 1. はじめ

(1) 山下(2015)、内貴(2016)に代表されるイギリス地方自治及びイギリス地方自治改革に関する優れた最新の著書の公刊。

(2) イギリス地方財政の関する北村の一連の研究 [君村・北村(1993)、北村(1998、2008)]

起点としての『レイフィールド委員会報告』(1976)、一般財源主義か自主財源主義か、レイトにもとづく財政の先進性と脆弱性、地方所得税論、サッチャー政権による人頭税(community charge)の導入からカウンスル税へ、『ライオンズ委員会報告』(2007)。

(3) 本報告の課題

本検討会の性格をふまえて、イギリスにおける地方自治体構造と広域行政論の展開に焦点を絞る。

イギリスの正式名称は連合王国(UK)である。報告では主としてイングランドを対象とする。

## 2. 現在のイギリス地方自治体構造

- (1) カウンティ(県)とディストリクト(市町村)という二層制の構造と、ユニタリーと大都市ディストリクトの一層制の構造とが併存している(下図)。
- (2) ロンドン地域は、広域政府である大ロンドン市とロンドン区という二層制である。
- (3) 基礎自治体の数は、326と少なく、一自治体の人口規模が大きい。
- (4) カウンシル(議会)に法人格が付与されており、議会の委員会のもとに事務が遂行される。公選市長をリーダーとする大ロンドン市の設置は2000年。
- (5) 農村部ではパリッシュという近隣自治体が存在する。

## 3. イギリス地方自治体構造の変遷

- (1) 1888年地方自治法で包括目的型のカウンティ議会が設立され、カウンティ、ディストリクトの二層制をめざす。しかし都市自治体にカウンティ・バラ(特別市)という一層制の自治体を認める(下図)。
- (2) 1974年地方制度の再編成(下図): イングランド全体にカウンティとディストリクトという二層制を導入。自治体数が1/3に減少。
- (3) サッチャー政権のもとで、大ロンドン都と6つの大都市圏カウンティの廃止(1985年法 1990年)。都市自治体の簡素化。
- (4) メージャー政権のもとでの、大都市部以外での一層制の自治体の導入、1カウンティ・20ディストリクトが19のユニタリーへ。

### 3. イギリス地方自治体構造の変遷

(5)ブレア政権のもとでの大ロンドン市の設置(2000年)。イギリスで初めての公選市長、公選議会と限定された職員数、戦略的広域計画と調整、交通・消防等の機能、混雑税の導入(下図)。

(6)ブレア政権は、地域開発公社を設立し、イングランドの8つの地域圏ごとに地域会議を設置し、それを公選制の地域議会に発展させ、その下に一層制の自治体への移行をめざした(後述)。

(7)労働党ブラウン政権でも一層制のユニタリーの設置が進んだ。

### 4. イギリスにおける広域行政論の展開

(1)イギリスにおける広域行政論の起点としてのフェビアン社会主義。Cole(1921):都市と農村の調和、保健・公益事業・教育の展開、イングランドを9のプロビンスに分けて、都市部はバラに一本化し、農村部のディストリクトは統合。プロビンスは所得税と土地増価税の課税権を持つ。

(2)戦間期から戦時下で、政府機関の分散及び全国的産業配置計画として推進

(3)戦後期を経て1960年代における広域行政論の展開:広域計画の必要性(雇用計画・産業計画)、現行の地方制度の不備(人口構造の急激な変化、連結都市の成長等)

## 5. ブレア政権以降の広域行政論

(1) 地域開発公社から地域議会 (Regional Assembly) へ  
メジャー政権下で設立された8つの広域の政府地域事務所のエリアごとに、地域開発公社を設立(1998年)。当該地域圏で公選の地域議会の創設を提案  
ノース・イースト地域の住民投票で否決(2004年)。

構成自治体の議員等からなる地域審議会に対応し、強力な地域圏の創設をめざし権限委譲が行われる。ブラウン政権による地域審議会の廃止と自治体リーダー委員会の設置(2009年)。

(2) 大都市圏広域組織としてのシティー・リージョンを提案。ブラウン政権では具体的な進展はない。

(3) キャメロン保守党・自由民主党連立政権の下で、地域開発公社は廃止され、大都市圏では合同行政機構が設置される(下図参照)。都市協定による権限の委譲。

(4) 近隣自治体であるパリッシュの機能強化の展開。

## 6. おわりに

- (1) 1974年地方制度再編成の評価
- (2) イギリスにおける一層制の期待
- (3) ブレア政権下での広域行政の展開
- (4) パートナーシップ型地域運営
- (5) 近隣自治体(パリッシュ)の再評価

## < 参考文献 >

- 山下茂(2010)『体系比較地方自治』ぎょうせい
- 山下茂(2015)『英国の地方自治 - その近現代史と特色 - 』第一法規
- 内貴滋(2016)『英国地方自治の素顔と日本 - 地方構造の全容と日英制度比較 - 』ぎょうせい
- 君村昌・北村裕明編(1993)『現代イギリス地方自治の展開 - サッチャリズムと地方自治の変容 - 』法律文化社
- 北村裕明(1998)『現代イギリス地方税改革論』日本経済評論社
- 北村裕明(2008)「イギリスの地方財政」宮本・鶴田編『セミナー現代地方財政』勁草書房
- 高橋誠(1978)『現代イギリス地方行財政論』有斐閣
- 辻清明(1974)「イギリスにおけるリージョナリズム(広域性)」『現代行政の理論と現実』勁草書房
- Cole, G.D.H.(1921), *The Future of Local Government*